

平成26年4月から

# 国民年金制度一部改正

平成26年4月から、国民年金制度が一部変わりました。主な変更内容は次のとおりです。

分遡って免除等の申請ができるようになりました。

## 失業等の特例免除等

### 対象期間を拡大

失業等の前月から失業等があった年の翌々年6月(学生納付特例は翌々年3月)までの期間について、特例免除等の申請ができるようになりました。

## 免除・猶予の 遡及期間を拡大

所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除・猶予を申請することができます。

例えば、25年度免除(25年7月分～26年6月分。学生納付特例は25年4月分～26年3月分)であれば、24年1月以降の失業等が対象となります。

※遡及免除等にも適用されますので、22年1月以降に失業等があれば、新たに特例免除等の申請ができます。

## 高齢者見守り事業 協力事業者を募集

日頃の業務の中で支援を

市は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、市内の民間事業者や関係機関の協力を得ながら、支援を必要とする人とそのニーズの早期発見・支援につなげることを目的に、「西宮市協力事業者による高齢者見守り事業」を進めています。

(以下、事業者)が日頃の業務の中で、高齢者の異変に気づいた場合に、地域を担当する西宮市高齢者あんしん窓口(地域包括支援センター)に連絡し、関係機関と連携の上、必要に応じて支援やサービスにつなげるものです。このたび、市は、現在の事業者に加え、さらに協力してもらえらる事業者を募集します。定期的な宅配業者や集金などの訪問業者、スピーカーなどの販売業者や金融機関などのご協力をお願いします。なお、協力してもらえらる事業者には、見守り協力事業者であることを示すステッカーを交付する予定です。詳しくは地域共生推進課(0798・35・3079)へ。

## 遺族基礎年金 父子家庭も対象に

これまで、子のある妻または子に支給されていた遺族基礎年金が、子のある夫にも支給されるようになりました。

また、未支給年金を受け取れる遺族の範囲が、生計同一の3親等内の親族(おい、めい、おじ、おば、子の配偶者など)まで拡大されました。

ただし、平成26年4月以後の死亡が対象です。

## 法定免除期間の保険料 通常納付が可能に

障害基礎年金の受給等により、法定免除となっている人が、納付申し出をすることで保険料を通常納付できるようになりました。保険料の口座振替や前納等も利用できます。

## 福祉医療に関するお知らせ

平成26年7月から、福祉医療費助成制度の改正等があります。内容は次のとおりです。

### 福祉医療費助成制度の改正

県による第3次行革プランに基づき、老人医療(昭和24年7月以降出生の人)と母子家庭等医療(低所得区分を除く)において、一部負担金の自己負担割合や外来・入院限度額が見直されます。また、障害者・高齢障害者医療の精神障害者保健福祉手帳2級所持者への助成内容を外来(精神疾患は対象外)まで拡充します。

問合せは医療年金課(0798・35・3131)へ。

### はり・きゅう・あん摩マッサージの福祉医療の取り扱い施術所の新規登録

はり・きゅう・あん摩マッサージの健康保険適用を取り扱っていて、福祉医療の受領委任払いを希望する施術所(県内に限る)について、新規登録を受け付けます。登録された施術所では、7月診療分から、健康保険が適用される施術には、福祉医療費受給者証(高齢障害者医療や70歳～74歳の障害者医療、他府県の国民健康保険組合加入者などは除く)が使用できます。

詳しくは医療年金課(0798・35・3188)へ。

## 70歳以上の皆さんへ

はり・きゅう・マッサージ補助券

交付は来年3月31日まで



市は、平成26年度分「はり・きゅう・マッサージ補助券」を交付しています。交付は来年3月31日までです。

補助券は5枚つづりで「西宮市はり・きゅう・マッサージ指定施術所」で健康保険適用外の施術を受ける時に、1枚で1回1000円を補助します。

問合せは高齢福祉課(0798・35・3077)へ。

【対象】平成26年4月1日現在、市内に住居登録をしている70歳以上(昭和19年4月2日以前に出生)の人

【申請方法】印鑑と身分を証明できるもの(健康保険証など)を持参し、高齢福祉課(市役所本庁舎1階、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション(受付は祝日を除く月曜～金曜の午後5時半まで)へ来所を。申請は年度中に1人1回のみです

※代理申請の場合は、対象者の印鑑と身分を証明できるもの(または委任を証する書類)に加えて、代理人の印鑑と身分を証明できるものが要です

## 登下校時の安全確保目指して

通学路交通安全プログラムを策定

平成24年に、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、市は、各小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、安全

対策を行ってきました。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、関係機関の連携体制を構築し、「西宮市通学路交通安全プログラム」を策定しまし



た。今後は、同プログラムに基づき、児童生徒が安全に通学できるように歩道整備や防護柵設置などのハード対策、交通規制や交通安全教育などのソフト対策を実施するなど通学路の安全確保を図っていきます。

問合せは学校改革課(0798・35・3889)へ。

## 国民健康保険 特別徴収の お知らせ

市は、年金を受給している65歳以上の国民健康保険の被保険者の世帯主を対象に、保険料の「特別徴収(年金からの天引き)」を実施しています。

次の①～④全ての要件に該当する世帯の世帯主は、特別徴収になります。

①国民健康保険(0798・35・3156)へ。

【要件】①世帯主が国民健康保険の加入者である、②世帯内の国民健康保険の被保険者全員が65歳～74歳である、③世帯主の年金受給額が年額18万円以上である、④国民健

### 特別徴収の方法

特別徴収の対象になる年金は老齢・退職年金、障害年金、遺族年金のいずれかです。すでに特別徴収している人、4月から新たに特別徴収を開始する人は、4・6・8月に前年度の保険料を基に仮徴収します(8月分については変更となる場合あり)。その後確定した保険料から仮徴収額を引いた残額を、10・12月、来年2月の特別徴収で本徴収します。ただし、仮徴収のみでも納め過ぎになる場合には、過納額を還付します。

### 口座振替の選択

特別徴収の対象になる人が口座振替を希望する場合、別途手続きが必要になります(新たに特別徴収になる人で、現在、保険料を口座振替で納めている人も手続きが必要)。

10月から特別徴収の対象になると思われる人には、4月中旬に手続きについての案内を送付します。また、今後特別徴収の対象になる人にも順次案内を送付します。口座振替を希望する場合は、案内に従って手続きしてください。一度手続きをしないと口座振替が継続されません。

なお、口座振替を選択した場合でも振替不能が続くなど、納付状況によっては、特別徴収に切り替える場合がありますのでご注意ください。

## 後期高齢者医療保険料 仮徴収額決定しました

市は、4月から新たに後期高齢者医療制度の特別徴収(年金からの天引き)を開始する人に「仮徴収額決定通知書」を送付しました。

これからの人は、平成24年中の所得を基に保険料を仮計算

し、4・6・8月に特別徴収します。すでに特別徴収している人は、2月に特別徴収された額と同額を仮徴収します。

ただし、4月以降の仮徴収額が変更になる人には、「仮徴収額変更決定通知書」を送付しました。

問合せは高齢者医療保険課(0798・35・3110)へ。

問合せは高齢福祉課(0798・35・3077)へ。

問合せは医療年金課(0798・35・3131)へ。

問合せは学校改革課(0798・35・3889)へ。

問合せは高齢者医療保険課(0798・35・3110)へ。